

訪問看護ステーション シエント 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社シエント（以下「事業者」という。）が設置する訪問看護ステーションシエント（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。
- (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーション シエント
- (2) 所在地 岐阜県恵那市大井町2220番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員：看護師と兼務）

管理者は、事業所の職員の管理、事業の利用の申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。また、自ら訪問看護の提供をする。

- (2) 看護師等 看護師 12名（常勤職員 4名：内1名管理者と兼務、非常勤職員 8名）
准看護師 4名（常勤職員 1名、非常勤職員 3名）

看護師等（准看護師、理学療法士及び作業療法士は除く。）は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明をする。

- (3) 理学療法士等 理学療法士 2名（常勤職員 2名）
作業療法士 2名（常勤職員 1名、非常勤職員 1名、）

訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

- (4) 事務等職員 2名（常勤職員1名 非常勤職員1名）

事務等職員は、必要な事務を行うと共に看護業務の補助を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供日 毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間 午前8時から午後6時までとする。

2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 介護者の支援・相談
- 9 カテーテル等の管理
- 10 ターミナルケア
- 11 緊急時の対応・連絡・連携
- 12 その他医師の指示による医療処置

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携の内容)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して行う業務内容は、次のとおりとする。

- 1 医師の指示に基づく訪問看護の実施への協力
- 2 概ね月に1回利用者様宅を訪問しアセスメント・モニタリングを行う
- 3 随時対応サービス提供にあたっての連絡体制(24時間体制)
- 4 介護・医療連携推進会議への参加
- 5 介護職員への指導及び助言

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定受領サービスであるときは、その1割及び2割又は3割の額とする。なお、健康保険等の場合は、診療報酬の額とする。

2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

- (1) 事業所から片道10キロメートル未満 1回 300円
- (2) 事業所から片道10キロメートル以上 1回 500円
- 3 保険適用外の衛生材料等 実費
- 4 死後の処置料 8800円
- 5 前第3項から第4項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 6 第1項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次の通りとする。
恵那市の全域とする。

(緊急時における対応方法)

- 第10条 看護師等は、事業を実施中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 看護職員は、前項第1項及び第2項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情解決)

第11条 提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は他の福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第13条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年1回

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者等に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、事業を完結した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、事業の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年 2月 1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年 4月 1日から改定する。
- 3 この規程は、平成26年 4月 1日から改定する。
- 4 この規程は、平成26年 6月 1日から改定する。
- 5 この規程は、平成27年 4月 1日から改定する。
- 6 この規程は、平成27年 8月 1日から改定する。
- 7 この規程は、平成28年10月 1日から改定する。
- 8 この規程は、平成29年 4月 1日から改定する。
- 9 この規程は、平成29年12月 1日から改定する。
- 10 この規程は、平成30年 4月 1日から改定する。
- 11 この規程は、平成31年 1月 1日から改定する。
- 12 この規程は、平成31年 4月 1日から改定する。
- 13 この規程は、令和 1年11月 1日から改定する。
- 13 この規程は、令和 2年 4月 1日から改定する。